

求職者支援訓練コース案内

【5月開講】 【実践コース】

【介護福祉士実務者養成科】



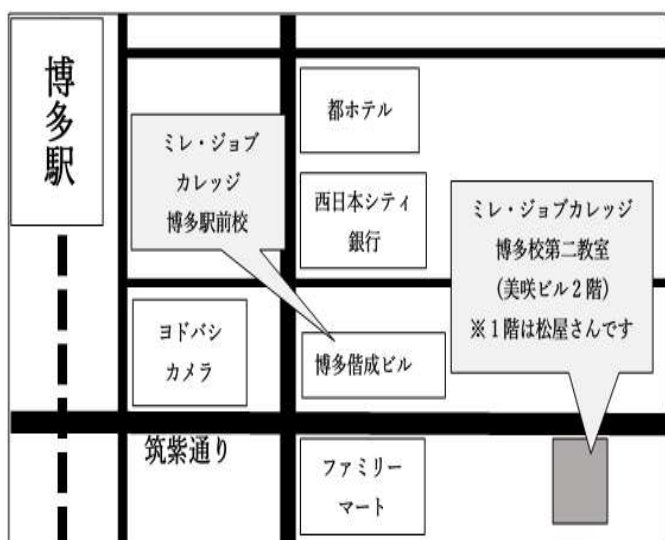
訓練コース番号 5-05-40-002-05-0026 訓練実施機関名 株式会社ミレ・クリエーション

訓練期間	令和5年5月23日(火) ~ 令和5年11月20日(月)	土日祝日の訓練の有無	有	9/9(土)、10/9(月・祝)
訓練時間	9時10分 ~ 15時40分			
訓練概要	利用者の状態に応じた介護技術、自立支援、医療的ケアに関する知識及び技術を習得し、介護福祉士実務者研修修了を目指します。【職場見学等推進】			
訓練対象者の条件	特になし			
注意事項	当コース受講に関する条件です。求職者支援訓練を受講するためには、「特定求職者」としての要件を満たす必要があります。【要件は裏面下部(注)をご確認ください。】			
定員	30名	受講申込者が定員の半数に満たない場合は、訓練が中止となる場合があります。		

募集期間	令和5年3月27日(月) ~ 令和5年4月18日(火) (注)		
	(注)受講申込みをするためには、ハローワークで複数回の相談を行うことが条件になります。このため、4月17日(月)までにハローワークで初回の相談を行う必要があります。適切な訓練コースの選択ができるように、お早めに住所管轄のハローワークにご相談ください。		
訓練実施施設の見学	可	見学可能日	「随時可能(9:30~17:00)です。事前にお問い合わせください。」
受講申込書提出場所	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目5-28 博多倍成ビル8F		
選考試験実施日	令和5年4月28日(金)	選考結果発送日	令和5年5月10日(水)
選考試験実施場所	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目5-28 博多倍成ビル8F		
選考方法	作文による志望動機及び面接	持参する物	筆記用具

訓練実施施設名	ミレ・ジョブカレッジ博多校第2教室		
訓練実施施設の所在地	〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南1-3-10 美咲第2ビル2階		
電話番号(お問い合わせ先)	092-292-7218	お問い合わせ担当者	梅染、平岡
駐車場の有無、台数及び料金	無	最寄駅等	JR博多駅 福岡市地下鉄博多駅
駐輪場の有無、台数及び料金	無		

訓練施設PR欄(過去の訓練の実績、就職率、就職先、訓練の特徴等)



ミレ・ジョブカレッジで実践的な介護技術に加え、介護コミュニケーションを身に付けてあなたに合った福祉業界のお仕事を見つけましょう！
まずは、お気軽にお電話ください。随時、ご見学を受け付けております。

【留意点】
※介護福祉士実務者研修修了証明書は介護福祉士の国家試験の合格を保証するものではありません。介護福祉士国家試験の受験資格要件の1つです。

※企業実習時の訓練時間は、通常訓練時間と異なります。実習施設の都合により、若干変更の可能性がございます。

※職場見学は、受講生は通所で教室から見学先へzoomでつなぎ、リモートで行います。



訓練カリキュラム

訓練実施機関名: 株式会社ミレ・クリエーション

訓練目標 (仕上がり像)	介護事業所において利用者の状況に応じた生活支援や介護ができる					
訓練修了後に取得 できる資格	名称() 介護福祉士実務者研修修了証(修了証はR5.11.22付け)	認定機関(株式会社ミレ・クリエーション)	任意受験			
	名称()	認定機関()	任意受験			
訓練概要	利用者の状態に応じた介護技術、自立支援、医療的ケアに関する知識及び技術を習得し、介護福祉士実務者研修修了を目指します。【職場見学等推進】					
訓練 内容	科目		科目の内容		訓練時間	
	入校式等	入校式・オリエンテーション(2H)・修了式(2H)				
	人間の尊厳と自立	人間の尊厳と自立			6時間	
	社会の理解 I	介護保険制度			6時間	
	社会の理解 II	社会と生活のしくみ、地域共生社会の実現に向けた制度や施策、社会保障制度、障害者総合支援法、介護実践に関連する諸制度			30時間	
	介護の基本 I	介護福祉士の役割と機能、尊厳の保持、自立に向けた介護の考え方と展開、介護福祉士の倫理			10時間	
	介護の基本 II	介護を必要とする人の生活の理解と支援、介護実践における連携、介護における安全の確保とリスクマネジメント、介護従事者の健康管理と労働法規・感染症予防・安全対策(安全衛生2H)			20時間	
	コミュニケーション技術	介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション、介護におけるチームマネジメントとコミュニケーション			24時間	
	介護過程 I	介護過程の基礎的知識、介護過程の展開、介護過程とチームアプローチ			20時間	
	介護過程 II	利用者の状態(障害、要介護度、医療依存度、居住の場、家族の状況)における事例、事例における介護過程の展開、観察のポイント、安全確保・事故防止、家族支援、他機関との連携考察			28時間	
	発達と老化の理解 I	老化に伴う心の変化と日常生活への影響、老化に伴うからだの変化と日常生活への影響			10時間	
	発達と老化の理解 II	人間の成長・発達、老年期の発達・成熟と心理、高齢者に多い症状・疾病と留意点			20時間	
	認知症の理解 I	認知症ケアの理念、認知症による生活障害、心理・行動の特徴、認知症の人や家族へのかかわり・支援の基本			10時間	
	認知症の理解 II	医学的側面から見た認知症の理解、認知症の人への支援の実際			20時間	
	障害の理解 I	障害者福祉の理念、障害による生活障害、心理・行動の特徴、障害のある人や家族へのかかわり・支援の基本			10時間	
	障害の理解 II	医学的側面から見た障害の理解、障害の特性に応じた支援の実際			20時間	
	こころとからだのしくみ I	介護に関係した身体・身の仕組みの基礎的な理解(移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔等)			24時間	
	こころとからだのしくみ II	人間の心理、人体の構造と機能、身体・身の仕組み、心理・認知機能等を踏まえた介護における観察・アセスメントのポイント、連携等の留意点(移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、休息・睡眠、人生の最終段階のケア)			24時間	
	医療的ケア	医療的ケア実施の基礎、喀痰吸引(基礎的知識・実施手順)、経管栄養(基礎的知識・実施手順)			48時間	
	人権学習	同和問題をはじめとする人権問題の理解			2時間	
	実習事前講習	実習前オリエンテーション(実習での注意事項)			6時間	
	就職支援	履歴書・職務経歴書の書き方、ジョブ・カードの作成方法、面接の受け方			18時間	
	実 技	生活支援技術 I(実技)	生活支援とICF、ボディメカニクスの活用、生活支援技術の基本(移動・移乗、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助)、環境整備、福祉用具活用等の視点		24時間	
		生活支援技術 II(実技)	利用者の心身の状態に合わせた生活支援技術(環境整備、移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、休息・睡眠、人生の最終段階における介護、福祉用具等の活用)		30時間	
介護過程 III(実技)		介護過程の展開の実際(多様な事例を設定し、介護過程を展開させるとともに、知識・技術を総合的に活用した分析力・応用力を評価する。)、介護技術の評価(介護技術の原理原則の習得・実践とともに、知識・技術を総合的に活用した判断力、応用力を評価する。)		48時間		
こころとからだのしくみ II(実技)		人間の心理、人体の構造と機能、身体・身の仕組み、心理・認知機能等を踏まえた介護における観察・アセスメントのポイント、連携等の留意点(移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、休息・睡眠、人生の最終段階のケア)		36時間		
医療的ケア(実技)		医療的ケア実施の基礎演習、喀痰吸引演習、経管栄養演習、救急蘇生法の実技演習、シミュレーターによる演習(12H)		24時間		
企業実習	実施しない	<input checked="" type="checkbox"/>	実施する	※実施する場合、カリキュラムは別途作成し、総時間のみに記入してください。	88時間	
職場見学、職場体験、職業人講話	【職場見学】 児童発達支援施設の見学 ・場所:ほわいとういんぐ飯塚館			4時間		
訓練時間総計	610時間	学科 356時間	実技 162時間	企業実習 88時間	職場見学等 4時間	
受講者の負担する費用	教科書代	14,080円			合計	14,080円
	その他()	0円				
	備考(※実習事前健康診断費用、企業実習交通費、補講費用代が別途発生)					
受講生の負担する費用の注意点	※法定講習補講費用:2,500円/1H ※実習事前健康診断費用(PCR・抗原検査含む):実費5,000円~7,000円程度					
備考	※ 金額は、すべて税込みです。					

(注1) 求職者支援訓練を受講できる方は、下記の全ての要件を満たす「特定求職者」です。

- ① ハローワークに求職の申し込みをしていること
 - ② 雇用保険被保険者や原則として雇用保険受給者でないこと
 - ③ 労働の意思と能力があること
 - ④ 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと
- * 在職中(週所定労働時間が20時間以上)の方、短時間就労や短期就労のみを希望される方などは、原則として特定求職者に該当しません。

(注2) ハローワークで職業相談を受け、現在有する技能、知識等と労働市場の状況から判断して、就職するための職業訓練を受講することが必要と判断された方に対して、次回の職業相談時に適切な訓練コースの受講申込書が交付されます。(初回の相談時においては、受講申込書は交付されません。)当該受講申込書を募集期間内に訓練実施機関までご提出願います。

(注3) 求職者支援訓練を受講する方は、就職支援措置の実施に当たるハローワーク職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くよう努めなければなりません。

